

令和6年度第4回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年7月10日（水）
招 集 場 所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員 6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島通政委員 大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員
事 務 局	古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事
傍 聴 人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等 促進計画に係る意見照会に対する回答について

オ 第5号 会長職務代理者の選挙

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地転用現況確認書の交付について
- (5) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第4回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号13番の竹中委員と議席番号14番の田子委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席はありません。

議案第5号会長職務代理者の選挙及び運営特別部会委員の選任につきましては、報告事項終了後に行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

まず3条につきまして、議案番号13番が取下げになりましたので新しい資料を配布させていただきます。続いて5条9ページ、34番議案の譲受人の氏名が誤っておりましたので訂正させていただきます。併せて5条41番議案の別紙が実行組合同意となっていたものを自治会同意と訂正させていただきます。農地利用集積等各筆明細の内容について、議案番号7番の1の農地の貸し借りの面積が誤っておりましたので訂正させていただきます。併せて7番の20、促進計画配分の内容について利用権の設定をする方の氏名が誤っておりましたので訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。

3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号11と12の尾高について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください

番号11番、尾高の議案について説明いたします。尾高の申請地について大本坊公民館近くにあります畑1筆267平方メートルと、伯仙小学校の南に広がる圃場整備地のなかにあります田2筆5,431平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

続きまして、番号12番の尾高の議案について説明いたします。米子市こたか保育園近くにありますが畑1筆208平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。13ページの議案番号48番の5条転用許可の関連案件となります。

3条許可案件は以上2件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要

件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします

議長（角会長）

番号１１と番号１２の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

１１番の議案について報告します。７月５日に現地調査を行いました。譲渡人は以前から譲受人の隣に住んでおられる方で、現在は米子に住んでおられ耕作ができず処分したいと相談されたことで今回、譲受人と売買となったとのことです。譲受人は３月の総会でも農地を求めておられますし、４月にも規模拡大ということ車庫を建てておられますので問題はないと思います。

続いて１２番について補足説明いたします。この案件は５条の案件との関係があります。精進川土手近くの農地にハーブ園を作って事業を行いたいとのことです。畑の隣の長細い土地に居宅や作業場を作ってアロマ事業されます。３条の案件ではハーブ園でハーブを栽培して、５条の案件で製造販売をされるとのことです。現在、申請者は名和のほうでアロマ事業を展開されておられ、規模拡大を希望され、この度、申請されました。３条の説明については以上になります。後ほど５条についても説明します。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、５ページ、議案第２号をお願いします。農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第５条第３項において準用する、第４条第３項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6 ページ、番号 27 の河崎から、9 ページ、番号 34 の両三柳について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

27 番から 34 番について、7 月 1 日に大縄委員と現地確認を行いました。

27 と 28 番の議案について説明します。同一の計画ため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ 1.2 メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意、自治会の合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で 500 メートル以内に 2 つ以上の教育施設、公共施設等がある農地住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて 29 番の議案について説明します。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。被害防除計画ですが、最大 20 センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、自然流下後、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、300 メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて 30 番の議案について説明します。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。被害防除計画ですが、造成はせず現状のままフェンスを設置します。雨水の排水については地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、300 メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて 31 番から 34 番の議案について説明します。同じ場所で関連しているため、一括して説明します。転用目的は、一般住宅及び進入路と法面を計画したものです。被害防除計画ですが、最大 75 センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については土羽打ちをし

ます。雨水の排水について、雨水排水管を設置し道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号35の安倍について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

続いて35議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。7月3日に泉委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは10ページ、番号36の夜見町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

36番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。隣接の非農地部分と合わせて、計画しており、本申請地はその一部分にあたります。6月30日に矢倉委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、転圧・整地を行います。雨水の排水について、既設道路側溝へ流れる計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号37の大篠津町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

37番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場及び駐車場を計画したものです。6月26日に角委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、現況のまま利用いたします。擁

壁についてはコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水は発生しません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、番号38の大崎について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

38議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。6月26日に角委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、番号３９と、１１ページ、番号４０の彦名町について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

３９・４０議案について説明します。同じ場所に関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。６月２９日に高尾委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ１．２メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号４１の橋本から番号４３の奥谷について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐農業員

４１番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。７月１日に岩佐委員、事務局と３人で現地確認を行いました。造成計画は、最高５２センチメートルの盛土造成を

行います。擁壁等について、土羽打を行います。雨水の排水について、溜桝から既設道路側溝に流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接土地所有者の同意、雨水の排水について管理の自治会の同意を確認しております。土地改良区の該当は有りません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

福長推進委員

続いて42番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。7月1日に岩佐委員、事務局と3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.5メートルを設置します。雨水の排水について、自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意、四ヶ村堰土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて43番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。7月1日に岩佐委員、事務局と3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.5メートルを設置します。雨水の排水について、自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区の該当は有りません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、12ページ、番号44の東八幡から、番号46の古豊千について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

44番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。7月4日に森中委員と事務局と現地確認を行いました。造成計画については現状のまま利用します。その他、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

45番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。7月4日に森中委員と事務局と現地確認を行いました。造成計画については現状のまま利用します。その他、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。実行組合の同意については改良区を抜けている土地で、該当地について把握・管理されていないため実行組合では同意書は作成できないため同意書の添付はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

46番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。7月4日に森中委員と事務局と現地確認を行いました。造成計画については最高45センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを実施します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はな

いと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、13ページ、番号47の浦津について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

宅野農業委員

47番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。7月5日に能登路委員、福田委員と現地確認を行いました。造成計画については最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として既設住宅のコンクリートブロック高さ50センチメートルを利用します。雨水の排水について、地下浸透及び溜桝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号４８の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

４８番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、先ほどの３条案件と関係しております居宅及び店舗・作業場を計画したものです。申請者はハーブを作ってアロマ事業をされており、この度事業拡大で新たな土地を探しておられ土地を購入されました。その一環として、３条申請でありました隣の農地でハーブを栽培しながら、作業・販売、居宅を計画されておられます。造成計画については最高５０センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを実施します。雨水の排水について、浸透枥へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽後浸透枥へ流す計画で問題ありません。ただ問題は、雨水排水処理を敷地内でするとのことですが、やはり盛土をすると水が溢れる可能性があります。それについての措置について、並びに３条案件の農地でハーブを栽培されるとのことですが、間に水路が一本あり橋がかかっており、若干の問題がありますが、これらの対応については、今後、迷惑をかけないというような意見書を業者と申請者から提出していただいております。相対的な内容は良いかと思えますし、事業の内容も審査しましたがそれなりの収益を上げておられますので問題はないかと考えております。隣接耕作者の同意は確認済みで、土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、１４ページ、議案第３号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用

集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、17ページ番号7-1から番号7-4まで一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書き議案17ページは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。番号7-1は新規設定、番号7-2から番号7-3は再設定、番号7-4は新規設定です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、番号7-1から番号7-4までを採決したいと思います。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

それでは、所有権移転各筆明細について、19ページ番号7-1について審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

続いて議案19ページ所有権移転各筆明細について説明いたします。番号7-1は所有者の希望により農地を買い受けるものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

それでは、採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、２０ページ、議案第４号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、２１ページ番号７－１から３８ページ番号７－５７までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案２０ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。

今月分の議案から「利用権の種類」の欄の表記を変更しております。担い手育成機構を通して、新たに地権者から機構、機構から耕作者へ利用権を設定したもの、または更新したものについて、「促進・一括方式」と表記しています。また、これまで備考欄に「付替（つけかえ）」と表記していました、機構から他の耕作者へ利用権を付け替えたものを「促進・機→受」と表記しています。

２１ページ番号７－１から３１ページ番号７－３４は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。３２ページ番号７－３５は、地権者、耕作者が同じ名前の方ですが、富益町基盤整備事業に加えるため、事業要件として中間管理を活用しております。番号７－３６から３８ページ番号７－５７は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、２１ページ番号７－１から３７ページ番号７－５５までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、３７ページ番号７－５６について採決したいと思います。これについては、関係者の足立委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、３８ページ番号７－５７について採決したいと思います。これについては、関係者の安井委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。４１ページの農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、２件を受理しています。４２ページから４３ページの農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、５件を受理しています。次に、４４ページの非農地現況証明について、５件を証明しています。次に、４５ページの農地転用現況確認書の交付について１件を交付しています。報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

続きまして、議案第５号、会長職務代理者の選挙を行います。会長職務代理者の任期は７月１９日までとなっています。７月２０日以降、１年間の任期での会長職務代理者の選挙を行います。選挙に入る前に、選挙方法について事務局から説明してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

選挙の方法についてご説明いたします。「米子市農業委員会規則」第2条で、「会長及び会長の職務を代理する者の選挙は、委員による無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじにより当選人を定める。委員会は委員中に異議のないときは、前項の選挙について、指名推薦の方法を用いることができる。」と定められております。従いまして、委員さん方全員が指名推薦というご意見であれば指名推薦の方法を用いることとなり、1名でも投票というご意見があれば投票の方法を用いることとなります。

議長（角会長）

事務局から説明がありましたが、投票と指名推薦のうちいずれの方法によるかお諮りいたします。

岩佐農業委員

指名推薦を希望します。

関本農業委員

指名が2人でしたらどうなりますか。

議長（角会長）

指名が二名以上だと選挙になります。

岩佐農業委員

中本農業委員を指名します。

関本農業委員

私は女性委員が良いと思います。木下委員を指名します。

議長（角会長）

それでは、中本委員と木下委員のお二人に推薦がありました。

年齢の高い順に所信表明をお願いしたいと思います。1番木下委員、2番中本委員の順でお願いします。

木下農業委員

（挨拶）

中本農業委員

（挨拶）

議長（角会長）

所信表明が終わりましたので、投票に移ります。議場の閉鎖をお願いします。

ただいま出席委員は１９名であります。投票用紙の配布をお願いします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れはないものと認めます。

投票箱をあらためさせます。

異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記・無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を１名記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

議長（角会長）

投票漏れはありませんか。

投票もれなしと認めます。よって投票を終了いたします。

投票箱を閉鎖します。

議場の閉鎖を解きます。

これより開票を行います。立会人について、農業委員会関係の規定には特別の定めはありませんが、農業委員３名の立会人を議長が指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしと声あり）

異議なしと認めます。よって１番「赤尾」委員、２番「足立」委員、３番「泉」委員を指名いたします。開票の立会いをお願いいたします。

それでは開票します。

議長（角会長）

選挙の結果を報告いたします。投票総数１９票、これは先程の出席委員数に符号しております。その内、有効投票１８票、無効投票１票、有効投票中、木下委員４票、中本委員１４票、以上のとおりであります。よって中本委員が会長職務代理に当選されました。それで

は中本委員さん、あいさつをお願いします。

中本農業委員

失礼します。皆様と一緒に頑張っていきたいと思いますので一つ応援のほどよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

議長（角会長）

続いて運営特別部会委員の選任を行います。

運営特別部会委員の選任について、運営特別部会の委員を互選していただきたいと思います。

農業委員につきまして認定農業者から1名、中立の委員さんから1名を選んでいただきます。

認定農業者について、泉委員、公本委員、関本委員、竹中委員、能登路委員、安井委員以上6名の認定農業者である委員さんは、1名の互選をお願いします。互選管理人は古橋局長をお願いします。

中立の委員さんについては、お一人ですので引き続き小西委員さんお願いいたします。

残る農業委員さんで1名の委員さんの互選を、お願いしたいと思います。互選管理人は福田担当事務局長補佐をお願いします。

推進委員さんは、地区によらず2名の委員さんの互選をお願いしたいと思います。互選管理人は、妹尾係長をお願いします。

それでは今から暫時休憩とし、10分後に再開しますので、休憩中にそれぞれ、この会場で互選会を開いてください。10分後には、再開します。

議長（角会長）

それでは、再開します。互選結果を、事務局より報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

互選会の結果を発表させていただきます。認定農業者さん1名については能登路委員にお願いさせていただくことになりました。農業委員さん1名については木下委員さんにお願いさせていただくことになりました。推進委員さん2名については、福島委員さん、高尾委員さんにお願いさせていただくことになりました。

議長（角会長）

運営特別部会は以上の7名に決まりました。それでは、新しく選ばれた委員さん、ご挨拶をお願いします。

（能登路農業委員、木下農業委員、福島推進委員、高尾推進委員）

議長（角会長）

ありがとうございます。みなさんと力を合わせて運営していきたいと思います。

それでは、本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

次回の総会に関して、8月9日（金）市役所4階401会議室におきまして、8月定例総会を開催予定としております。

次に、7月の農地相談会は令和6年7月23日（火）午後2時から富益公民館で予定しております。私からは以上です。

議長（角会長）

これを持ちまして、第4回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時3分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（角会長）

議事録署名委員

議事録署名委員